

1. 件名:「国立研究開発法人日本原子力研究開発機構人形峠環境技術センターの
加工の事業の廃止措置計画に係る審査会合に係る面談」

2. 日時:令和元年11月18日(月) 13:30~14:25

3. 場所:原子力規制庁10階南会議室

4. 出席者

原子力規制庁原子力規制部審査グループ研究炉等審査部門

菅原調査官、來住管理官補佐、本多安全審査官

日本原子力研究開発機構 人形峠環境技術センター

環境保全技術開発部長 他5名

5. 自動文字起こし結果

別紙のとおり

※音声認識ソフトによる自動文字起こしによるものであり、誤りを含む場合があります。

6. 配付資料

資料1 加工の事業に係る廃止措置について(審査会合における指摘事項への回答)

資料2 加工の事業に係る廃止措置について(追加質問への回答)

時間	自動文字起こし結果
0:00:10	はいそれではよろしいでしょうか。原子力規制庁のクルスミと申します。本日はJAEAさんともですね、加工の事業に関する廃止措置についてのですね。面談ということでこれから開始していきたいと思しますので、よろしくをお願いします。
0:00:26	今回はですね審査会合における指摘事項の回答ということで、JAEAさんのほうから2種類の資料御用意いただいているかと思しますので、まずもってこの内容につきまして、JAEAさんのほうから御説明をお願いいたします。
0:00:54	はい、原子力機構のカンダです。
0:00:58	それではですね、まず資料1ということで、こちらの資料につきましては、審査会合用の資料という観点で指摘事項に対する回答といった形でまとめさせていただいているものです。
0:01:14	こちらは11月6日に御説明させていただいた面談の資料をにしまして、こちらの回答内容を変更した部分だけ御説明するという形でよろしいですか。
0:01:29	はい、じゃあそういう形で説明させていただきます。
0:01:33	まずですね、資料1でございますけども、見ていただくとですね、5ページ目下側の目見えてみ右下のページ数で、
0:01:50	頁目に関してはナンバーワンにしましては、こちらは11月6日回答させていただいているもので特段変わってございませんというところで、
0:02:03	よろしいでしょうか。
0:02:08	次のページなんですけども。
0:02:12	6ページ目ということで、No.2Eをして聞いに関する回答になっております。これ核燃料物質の譲り渡し、それから管理という観点の
0:02:28	コメント回答をにしまして、若干、
0:02:32	大きさ内容を少し具体化ああしたものに修正してございます。
0:02:40	説明させていただきます。
0:02:42	回答内容とつきましてしましては、まず一つ目のポツでございますけれども、ウラン濃縮原型プラントの核燃料物質については、譲り渡しに必要な条件、核燃料物質の組成とか国籍
0:02:58	それからIAEAの査察等による透明性の確保等に合致した譲り渡し先、原子力事業者でございますけども、可能な限り速やかに決定することに努め、譲り渡し先の合意後に、

0:03:14	譲り渡しのために必要となる設備設計、許認可手続き設備の設置等を進め、廃止措置が終了するまでに、核燃料物質の全量を譲り渡す計画であると。
0:03:30	核燃料物質の譲り渡し先ずりわたしは遅くともお礼は 10 年度末、2028 年度末になりますけども、まぜに譲り渡し先を決定するということです。
0:03:44	二つ目のポツですが、核燃料物質の酸化物への転換については、譲り渡し先の決定を待つことなく、酸化物への転換の方法を設備能力等の
0:04:00	設備、これ設備設計のはちょっとこれ削除してください、設計検討を進めると設備能力等の設計検討を進めると。
0:04:13	それから三つ目の丸ですけども、核燃料物質の管理及び譲り渡しに関わる計画の詳細が確定し再変更認可申請を行うということで考えてございます。
0:04:28	次かああですが、
0:04:35	コメントのNo.3 というところに関しましては、特に前回の面談と変わってございません。
0:04:45	それと、
0:04:50	8、ページのナンバー3 でございます。
0:04:54	こちらに関しましては、若干ですね、記載表現を変えているところでございます。
0:05:04	これ一つ目のポツから読ませていただきますと、廃止措置段階の保安活動について運転段階と同様に品質マネジメントシステムにおいて必要なプロセスの確立、実施及び実施、一応確実に実施し、継続的な改善を図っていると。
0:05:22	それから二つ目の丸ですが、品質マネジメントシステムの品質保証計画書を第 1 文書に基づき、業務の内容を定めた文書第二次文書として要領書または規則を定め、業務の作業手順を定めた文書を第三次文書として作業マニュアルセンターの安全、
0:05:41	作業基準等保安規定の第 2 図、に示す通り、定めた上で、保安活動を展開していると業務の内容を定めた文書を保安規定の第 1 表に示すとともに、各々の保安活動と第 2 事務所の関連も明確にした上で、
0:05:58	展開してる中これら文書については廃止措置計画認可やや配置措置計画に対応するために必要な改定を行って進めるといったところですけども、ここの中で第 1 表、保安規定の中で、明確に日とこのタイプの記載しているんですけども。
0:06:14	この関連文書のところをちょっと赤線でですね、表現させていただいております。

0:06:21	防火ですね、必要な文書類側は保安規定のない情報に該当するかっていう観点で放射性物質の管理要領書それから放射性廃棄物の管理要領書放射性廃棄物でない廃棄物の管理要領書という観点で、
0:06:37	ちょっと標準に記載情報を明確にさせてもらっているといったところです。
0:06:44	次か。
0:06:51	変わったところとしましては、
0:06:56	11 ページナンバー7、
0:06:59	No.7 になります。
0:07:03	ナンバー7 こちらは
0:07:08	10 ページ 11 ページに関連するところですけどもこれ廃止措置工程に関しましての質問及び回答になりますけども、具体的なその回答の中でですね、工程表のなんか
0:07:23	記載ぶりをちょっと工程表ということで 11 ページのNo.7 の 2 分の 2 でございます。ここの記載上の表現の若干変えてございます。
0:07:39	こちらは中段の下辺り、ある 14 年度ぐらいのところにてですね、放射性物質の放射能濃度の測定及び評価の方法の認可申請といったところのここがですね、放射性廃棄物のほかのところ、
0:07:57	のに線が引かれてたんですけども、実際の申請に関しては、クリアランスの許認可の手続きの一連の作業ということでこれ、上の横断のところいいんと記載を変更してございます。
0:08:15	放射性濃度の測定評価の方法の認可申請を行ってから放射能濃度の確認申請をじゅんじ行っていくといったところでちょっと記載上の観点で見直しをかけてといったところです。
0:08:31	その他は特に変わってございません。
0:08:38	それから特に変わったところとしましては、
0:08:45	15 ページになりますね、15 ページ、15 ページのNo.10 の観点ですこれ、14-150ということで指摘事項の地震とか竜巻とか、自然災害等の
0:09:04	指摘に対する部分の回答でございますけども、15 ページのNo.10-6 分の 2 の該当のところでございますけども、ここに関しては、非常時の場合に採るべき措置の具体的
0:09:20	な活動は以下のマネジメントシステム文書に定めるといったところで、具体的な品証のマネジメントシステムの文書としましては、事故対基礎これ二次文書をになるものでございますけども、2 次文書の中で、非常時の採るべき措置という観点で、

0:09:39	定めているといったところです。で、ここの規定している主な事項というところで、これ外筒の項目だけに、前は書かせてもらっていたんですけども、具体的な対応内容ということで、
0:09:55	主な対応をに記載へ
0:10:01	表現してます。具体的には規定している主な事項ということで、①自己または差異が対策組織といったところに関しましては、現地対策本部の組織 構成 任務 機構対策本部等々の連携等に関する事項を定めてございます。
0:10:21	それから事前措置に関しましては、構成員等の氏名、通信設備の整備 資機材の整備、教育訓練の実施と評価等に関する事項ということ、それから③に関しましては、
0:10:37	事故または災害発生時の初動体制は体制につきましては、事故等の情報入手、それから応急措置 センター内外への通報連絡等に関する事項ということを記載してございます。それから④ですが、
0:10:53	現地対策本部の事故または災害対策につきましては、
0:10:59	現地対策本部の設置、組織の役割 状況 把握と集約事故災害処理 拡大防止措置情報分析センター内外への通報連絡報道対応を長期化対応事故または、
0:11:14	災害教訓の反映等に関する事項ということで定めているといったものでございます。
0:11:20	次以下ですね、同じくナンバー10の回答ということで、6分の3ページになりますが、
0:11:30	緊急時対応マニュアル第三次文書をにしまして、これはセンターの事故対規則及び輸送事故を対策規則に基づき、センター及びセンター周辺で事故をまたは災害が発生した場合、
0:11:46	または発生するおそれの発生する恐れのある場合における具体的連絡方法等を定めているというものですけども、規定している主な事項ということで、主な内容をに変更してございます。
0:12:04	事前措置とはどういったことがあって言うと連絡責任者の氏名、体制の整備、通信機材の整備等に関する事項を定めているものでございます。それから②の通報連絡基準に関しましては、加工規則第9条の16。
0:12:20	事故故障等の報告及び地震発生時の通報連絡事象に関する事項を定めているといったものです。

0:12:27	それから③の通信設備等をにしましては、災害の発生により、通常の連絡手段で連絡が困難な場合でも対応可能な連絡責任者専用の連絡設備の対応等に関する事項ということで定めていると。
0:12:46	それから④事故または災害を発見した従業員等の行動につきましては、事故災害を発見した従業員との通報先に関する事項、それから火災 重大な人身事故について、勤務時間で勤務時間が一定の
0:13:03	通報先に関する事項をということ定めていて、それから⑤の通報にしましては、通報を受けた管理職等から連絡責任者への通報を連絡責任者から統括者への通報等に関する事項を定めていると。
0:13:19	それから⑥ですが連絡責任者等の業務という観点で通報を受けた連絡責任者がセンター内外への連絡に必要な通信機材の取り扱い、連絡様式等に関する事項を定めているといったものです。
0:13:36	次が 17 ページの 6 分の 4 になりますけども、(3)の地震発生時の点検及び通報連絡について、これ 3 次文書になりますけども、これの地震発生時に行う迅速な点検及び通報連絡について定めているといったものです。
0:13:55	主な掲出してる事項をでございますが、まずは①で地震発生時の基本対応ということにしまして、
0:14:05	震度 4 以上の地震発生時の点検、関係機関への通報の連絡基準に関する事項。
0:14:12	それから震度 4 以上の地震発生時の勤務時間の勤務時間外への通報連絡通報を連絡体制に関する事項、それから、勤務時間外に震度 4 以上の値が発生した場合の現地対策本部の設置、
0:14:28	構成員の召集に関する事項というものを定めているといったものです。それから②にしましては、地震発生時の通報連絡等をにしましては受振 4 以上の地震発生時における関係機関へ
0:14:44	商企通報連絡に関する事項という観点で定めていると。
0:14:48	それから③ですが、詳細点検の実施等、所内関係機関への報告といったところですが、震度 4 以上の地震発生時の詳細点検の実施、現地対策本部等への報告
0:15:03	関係機関への通報連絡に関する事項を定めていると。
0:15:07	それから④事故または災害発生時の措置といった観点にしましては、地震により事故をまたは災害が発生した場合の措置、関係機関等への通報連絡に関する事項を定めているといったものでございます。
0:15:22	次が、

0:15:25	18 ページ、同じくNO順読んだNo.10 の回答の 6 分の 5 でございます。これは火災対応の具体的な活動は、以下のマネジメントシステムの文書に定めているといったものです。
0:15:40	(1)の防火管理規則、これは 2 次文書でございます。消防法及び消防関係、条例別に定める人形峠環境技術センターの消防計画、保安規定に基づき、センター及び教育等における火災の予防に必要な事項を定めています。
0:15:59	いったものでございますけれども、これが主な規定に関する事項に関しましては、まず①の組織及び職務という観点では防火管理規則自衛消防組織構成員の業務
0:16:15	員数等に関する事項、それから防火に関する重要事項のセンターの安全審査に関する事項をという観点です、それから②の防火管理に関しましては、火災予防の順守事項を書き使用場所の点検、
0:16:31	建築物の新增設等における手続き等に関する事項という観点。
0:16:37	それから③の消防用設備に関しては、法令に定める基準に沿った消防用設備の設置、法令点検自主点検改善措置従業員等への周知等に関する事項を定めていると、それから④火災発生時の措置に関しましては、
0:16:55	火災発生時に時の通報連絡、それから発見者等による初期い消火活動を自衛消防を組織による消火活動廃棄設備の停止による汚染拡大防止に関する事項を定めています。
0:17:13	それから⑤でございますけれども、消防機関来所時の対応としましては、消防機関との連絡を消防機関の火災現場への誘導を消火活動等に関する事項 3
0:17:26	それから⑥の教育訓練でございますけれども、防火教育消防訓練、自衛消防訓練の計画実施評価等に関する事項を定めているといったところです。
0:17:39	それから 19 ページのNo.10-6 分の 6 でございます。
0:17:44	これは(2)自衛消防組織における初期消火活動をマニュアルということで、三時文書に定めているものでございますけれども、センターの防火管理規則、事故対策規則に基づき、
0:17:59	センターで火災が発生した場合及びセンター近隣で発生した火災によるRIセンターに被害が発生した場合または発生する恐れがある場合における初動の消火活動のための自衛消防組織の具体的な活動を定めているといったものです。

0:18:17	具体的にな規定してる主な事項でございますけども、まず①で女王自衛消防組織要因ということで、JA消防を組織の要員数に関する事故、それから②、自衛消防組織活動指標を設備、
0:18:35	資機材に関しましては、自衛消防組織活動に使用する通信機器消火設備、消防車両等の書類と人数に関する事項、それから③案の自衛消防組織活動に関しましては、
0:18:52	勤務時間外の初期消火活動に関する事項。
0:18:57	それと、④の関係通報連絡先に関しましては、火災発生時の関係機関等への通報連絡先に関する事項。
0:19:07	それから⑤をにつきましては勤務時間の勤務時間外における消火活動ということで、火災発見者の通報連絡初期消火の実施、消防班の召集消火活動等に関する事項ということを定めて、
0:19:24	それから⑥、被害拡大防止活動ということで、消防機関への対応現地対策本部との連携に関する事項、それから⑦でございますけども、教育訓練ということで、教育訓練の計画実施できるよう評価。
0:19:41	評価改善等に関する事項ということです。以上がですねNo.10に関しましては前回ちょっと項目だけになっていたものの品証マネジメントてるシステムの主な内容を具体的に書かせていただいたといったものです。
0:19:58	はい。
0:20:00	あとは次引いたんですけども、ですね、20ページに関しましてはこれNo.11でございますけども、大地震発生時の対応に関しましては、
0:20:16	ここの内容が真意新規ジョン市営新規に新耐震の部分でですね、ホームページの参考をするような形の記載ぶりになっていたところもございましたので、
0:20:33	具体的に言いにですねこのなお書きのところ、
0:20:37	ですけども56年6月1日に改正された建築基準法の耐震基準では震度6強内に達する程度の地震において、損傷は発生するものを例えば完全に倒壊、崩壊しないという形で応答についてが、
0:20:55	記載ぶりを削除してございますこれが今一般的な話でございますので、そういった記載にさせてもらったといったところです。それから
0:21:05	等は、
0:21:07	21ページも変わってございません。
0:21:19	それと22ページも特段変わってはございません。
0:21:26	これも当ハザードマップにつきましては、

0:21:33	鏡野町が公開している洪水土砂災害ハザードマップにおいて人形峠センターには、土砂災害区域等に該当しないという観点で記載させてもらっているところです。
0:21:48	ただ7日現在っていうところが地帯にはそういった形では載ってないものですからこういった記載させてもらったといったところです。これが22ページのナンバー13に関する変更点です。
0:22:04	22ページですね。はい。です。
0:22:07	等はですね。
0:22:12	変わってるところもございますけれども、
0:22:32	大体ですね大きく変えてるところはそのままのようになりますけども、
0:22:38	一応、
0:22:39	で説明を終わらせてもらいます。何かございましたらお願いします。
0:23:00	はい。規制庁の本田ですけども。
0:23:03	もうちょっとまずお考えがあるかどうかちょっとわからないのでお聞きしますけども68ページで、
0:23:11	その品質マネジメントは、今の加工事業の運転段階と同様の
0:23:18	そういったシステムのもとに置かれて、
0:23:21	多かれ置かれた上で運用していきますんで最後のポツでその計画な廃止措置計画段階で対応するためその改訂を行うための進めるっていうふう
0:23:32	記載ありますけどこれ今想定されている。
0:23:37	必要な改訂っていうのはどんなことが、
0:23:40	もうそのお考えなのか或いはこれからのか、その辺も御説明お願いします。
0:23:49	はい。原子力機構のカンダでございます。まず運用段階としては非常事態応答ですねそういったものは特に変わってるところはないといったもので対応をすることでございますけども、
0:24:04	ただし廃止措置に移ったときには機能を維持するっていうところに関しましては設備的に維持するものが若干減っていくといったところで、そこら辺は廃止措置に移った時の
0:24:23	機能の維持の仕方っていう観点で対応していくのかなと、そういうまあ
0:24:31	点数という件数が減ったという観点での対応になっていくのかなと思います。等はですね、管理区域内にですね、書いた異物等を管理保管するという観点のところもございまして、そういったところが、

0:24:46	廃止措置に移っていくというところでそういったものが改定する部分が入ってくるのかなと思います。
0:24:55	原子力機構ヤギです。補足します。
0:24:58	現在の品質マネジメントシステム上ですね、加工施設の運転に関する要領書というものがございますけども、これが廃止措置に移るとということで、廃止措置を管理するための要領書、
0:25:11	のほうを作って清太郎動かすということになります運転のほうは削除でかわりに廃止措置に関する管理の要領書を定めると。
0:25:20	ということになるとなります。
0:25:22	あと細かいところで言いますと廃止措置になりますと点検側の巡視点検というのがこれまで法的要求ですけども、巡視だけになるというところで、そういう部分でも多少変わるかと思えます。以上です。
0:25:38	規制庁の菅原です。運転の要領書から廃止措置の要領書に変わるとのことですが、
0:25:45	それは 14 ページ以降の
0:25:52	内容がこれ今は題名が間運転の要領書だったのが、廃止措置の要領書と変わると、実質的に中身はそれほど変わらないというそういう理解でよろしいですか。
0:26:06	原子力機構ヤギです。14 ページ以降につきましては緊急時非常時事故に関することですので、この部分については適切な見直しをやってそのまんま多分運営する運用することになります。
0:26:18	施設の運転という意味で運転要領書がなくなるという観点です。
0:26:26	この 14 ページのところなんですけれども、
0:26:29	御説明を伺うと、基本的に今ある要領書の中身なそのまま廃止措置に持ってくるということで特段変わらないという、そういう理解をしたんですけど、14 ページのほうの最初の四角枠のところは、
0:26:46	廃止措置の現状にかんがみてどう対応するのかって言うクエッションなんですけど、そういういことからすると答えとしては基本的に現状のものがそのままだという理解でよろしいですか。
0:26:59	試供ヤギです。起こった事象に対する対応ですので、現状と変わらないと思います。
0:27:12	原子力規制庁のクルスミです。今のその緊急時対応のマニュアルのところがなんですけれども、やっぱりステータスが今後は運転段階から廃止措置の段階に変わると、これ大きな変化だと思うんですね。でもいざ緊急時になったときに、しっかりと緊急時の対応ができるように、マニュアルがあるし、

0:27:31	それを今度廃止措置という断面で見たときにどういうふうに運用するのが適切かっていうのは、日頃のやはり教育とか訓練が非常に重要になってくると思うんですよね。
0:27:41	で、こういったところをどのように、廃止措置段階において教育訓練を運用されてされようとされてるのかという点を説明してください。
0:27:57	今日ヤギです。確かにおっしゃる通り運転段階の埃は運転段階の事故と廃止措置段階の事故っていうのは多分ある物を壊してるときに起こるので多少変わろうかと思えます。はい。そういう意味でもそういうところを踏まえた要領にしないといけないかなということを考えておりますけども、
0:28:17	今現在ちょっと具体的な内容はまだ精査できてないという段階です。
0:28:27	はい。
0:28:28	規制庁のクルスミです。これあれですよ人形峠さんのほうでも定期的にそういう事業者の中の訓練というのをやり慣れてらっしゃると思うんですけれども、訓練で得られた気づきとか教訓とか、そういったものというのは、教育であったりとかマニュアルに反映されていくべきものだと。
0:28:48	思うんですけれども、それが現状の運転段階において、どのような形で運用されてらっしゃるんでしょうか。
0:28:57	議事項ヤギです。現在でも訓練教育もやっております。その訓練と、特にですけれども、訓練でいろいろ反省点がございます。それについては適切に必要な文書に反映をして改定をかけて運用を再度かけると。
0:29:13	というような動きにしていますんで、ハンセイを出しただけで終わるといったことはしておりません。
0:29:26	規制庁のクルスミです。PDCAサイクルをされてやはりちょっとしっかりと実効性を上げていくということだと思えますけれども、廃止措置段階議員なった後でもやはりそういったことはしっかり運用は今後詰めて考えられると、そういうふうに理解してよろしいでしょうか。
0:29:46	状況ヤギです。その通りでございます。
0:30:57	一応機構ヤギです。要はPDCAサイクルを運転上簿価してありまして、当然必要な文書についても大きな変化があれば、当然レビューをかけるということをやっていますし、当然ながら先ほど言いました通り、訓練とかでの反省点、会計すべき事項があれば、
0:31:14	テレビをかけるということをやっていますので、そういう点でも排出段階になればレビューをかけて凶暴進めていくということになると思えます。
0:31:24	規制庁のクルスミです。緊急時対応マニュアルを運転段階のものもそのままの廃止措置の段階でもう適用していくというふうに考えたときに、

	何よりもやはり重要になってくるのが今までの運転対応段階で作った体制が廃止措置段階でも適切なのかどうかと。
0:31:44	こういう点をしっかりとやはり検証することが重要なのではないかと思うんですね、これって訓練で提唱してみることもちろん重要ですけども、訓練に先立って、こういう事象の場合どうするのかな、ああいう事象の場合どうするのかな、こういったことをしっかりと考えながら、
0:32:03	マニュアルを必要に応じて改定をして訓練で検証すると、そういった流れが非常にポイントになってくると思うんですが、この点をやはりQMSを回す上で、しっかりとを押さえておいていただく必要があるのかなと思います。
0:32:22	原子力機構ヤギですありがとうございます。現在もですね、新たな作業をやる時ですとか、マニュアル、2年先を特殊放射線作業と言ってますけども、そういう作業を行うに当たりますは、リスクアセスメントやってき圈的ポイントを積み上げた払い出すと。
0:32:38	それに対する対応をどうするのかまで考えてから作業をするようにしてしますので、引き続きそういう多様といたと思います。
0:34:53	規制庁の菅原ですけども、
0:34:56	6ページなんですけれどもポツの1個目の3行目にですね。
0:35:02	譲り先との合意後に譲渡しのために必要となる設備設計
0:35:09	を行うとあるんですが、
0:35:11	設計なんで、これは別に合意後でもできると思うんですけどもこの合意後に設備設計を行うという記載に何かこう理由があるのであれば、そこを教えていただけますか。
0:35:24	はい、原子力機構の杉田と申します。交代します。基本的に合意後でなければ、なぜ設計工事に着手できないかといいますと、それは合意先の了解のもとで、合意先と共同で、
0:35:41	その必要な技術を使うということになりますので、合意前にこのことを着手するということとはできないというような状況でございます。
0:35:54	わかりました。
0:36:28	規制庁菅原ですがもう1点、そのあとに、先ほどの質問のバスと同じなんですけどそのあとに許認可手続き、もうこういう合意後に許認可手続きを行うとありますけれども、具体的にどういう
0:36:44	許認可手続きが想定されるのか教えていただけますか。
0:36:52	はい、原子力機構ヤギです。加工施設の中に譲り渡し先をA会津あたし調達するための設備をつけるということですので、場合によっては加工事業変更許可ですとか設工認は設工認伴う施設検査、

0:37:08	そういうものが必要になろうかと思えます。
0:37:18	ありがとうございます。
0:37:35	資料1について確認事項等よろしいでしょうか。
0:37:41	よろしければ続きまして資料2のほうに移らせていただきたいと思いますけれども、こちらにつきましてもJAEAのほうから御説明をお願いしたいと思えます。
0:37:55	はい。
0:37:56	原子力機構の神田でございます。それでは資料2のを説明させていただきます。これに関しましては、追加の質問ということがございましたので、追加質問ということで説明させていただきます。
0:38:13	まず1ページ目ですが、廃棄物貯蔵庫をに関しましては、廃棄物貯蔵庫ですからドラム缶が排気設備となっていないことは承知していましたがあい区別ちょうど5自体は固体廃棄施設、もしくは
0:38:29	設備として許可を取得していないのでしょうか。こちらの疑問点としては、廃止措置計画表における4-2、(2)廃棄物をこの表において、建物の業務の下に移設区分廃棄物貯蔵施設の設備の区分
0:38:45	固体廃棄物の廃棄施設設備、主な説明書廃棄物貯蔵庫という行が入らないのはなぜなのかといったことの御説明で質性指摘でございます。
0:38:59	まず、これに関しましては、既許可では、廃棄物貯蔵庫を含め、表の3案の6及び表の4-2に記載した建物は建物の構造として区分していると、この許可ってというのは、加工の事業許可に関しましては、
0:39:16	廃棄物貯蔵庫をに関してしては建物の構造として、記載しているといったものでございます。
0:39:23	それから、同じく許可の記載を踏まえ、表の3-6及び表の4度に関しましては、建物ごとをウラン濃縮原型プラント廃棄物貯蔵庫非常用発電機等に区分し建物と建物の内に設置している設備等をしていると。
0:39:41	いったところを抵抗致します。それから原子力等規制法上廃棄物貯蔵庫は放射性廃棄物の廃棄施設であることということがいえると思えます。
0:39:53	具体的T2ですね、表の中というよりは、この本文中のところですね。なあ廃棄物貯蔵庫に関しましては、ここの方をA案というところで3-2-2と廃棄物貯蔵庫という観点。
0:40:12	のところを記載のところですね、廃棄物貯蔵庫自体は放射性廃棄物の廃棄施設であるところを明確にすれば、同じく表4票を-4の2でもってですね。

0:40:29	こういったことで、廃棄施設である廃棄物貯蔵庫という見方ができるのかなと。
0:40:35	いったところをだと思えます。そういった観点のところ、それから、続けて説明させていただきます。次が2ページ目でございますけども、
0:40:53	Hmモニターの場所と第一段階の解体撤去作業におけるHFのモニターはどうするのかという点について説明をお願いしますという理由し指摘でございますけども、コメントでございますけども、これは第一段階の解体撤去作業において人を排気系IのエリアをH
0:41:13	モニター一附属棟のエリア用Hmモニター2台及び工程を一応モニター2台を撤去してするという計画担っているものです。こういった対象物に関しましてはすでにUF6を除去した状態。
0:41:28	でありというところで、対象物というような工程に関しては、
0:41:35	すでにUF6を除去した状態になっていると。
0:41:38	UF6と空気中の水分の化学反応で大量のHm発生する可能性はないと。
0:41:45	考えているところです。汚染拡大防止、(イ)、内で行う応答槽類の解体撤去時には移動式ダストモニタああ及びHFモニターを設置して適しいモニタリングを行い作業環境中の放射性物質の
0:42:01	濃度及び一部のどう監視していくと。
0:42:04	いうことをでございます。また建物から放出する排気については、それぞれのシステムの排気孔近傍に設置されてる背景をモニター及びHmモニターで放出される放射性物質濃度OH-どう監視すると。
0:42:20	いったところになってございます。これ3ページ目4ページ目のところで、系統図、系統増ちよつと見比べていただければと思うんですけども。
0:42:33	まず3ページ目のところ、3分の2Eのところの回答の図面ですけどもこれは加工事業許可の申請図面になってございます。今回第一段階で解体撤去をする部分のモニターに関しましては、この青色の
0:42:53	近くで囲んでいる部分でございます。
0:42:57	こういったところが、加工施設の事業許可状のものです。それと一方廃措置に関しましては、4ページ目になってございますけども、そういったHmモニター。
0:43:13	それから固定モニターを撤去したという観点の系統図してございます。1部、工程をモニターに関しましては過去事業許可の中で3ページ目ですけれども、Mという、

0:43:28	数字で表してるところがありますけどこれ工程をモニター示してますけども、この工程をモニターに関しては撤去するという観点でインターロックが作動をもうしないといただいてチームモニターの異常時にですね。
0:43:45	この曲IKに切り替わって、UF6を捕集するという工程が局所排気設備になっているんですけども、この工程をモニター自体を撤去をしますの で、この機能を提出するという観点で廃止措置の申請書上は、
0:44:03	系統上をこの機能を提出するんで、廃措置の計画申請は、このような系統図になっていると、それから、それぞれの各背景1背景に、それから附属棟の工程をにしましてはそれで作業があってもですねこの赤地主で書いた。
0:44:22	どのところですね、或いはMのところ、こういった1Fモニターで監視が継続できると、これは第一段階する課題段階も含めて、監視は継続できるといったところでございます。
0:44:36	それと、個別にお送りハウス等を設置した段階でもですね、海底設備をしていく中ではグリーンハウス状の空気中の濃度を多くを一部の報道を仮設モニター等で存続解体位置は、
0:44:53	監視していくといった予定になっているといったものです。
0:44:57	はい、以上でございます。
0:45:03	ただいまのJAEAさんの説明に対しまして確認事項ありましたらお願いします。
0:46:13	菅原ですが、
0:46:16	3ページでも4ページでもいいんですけど、この新型のM。
0:46:22	のがこれが排気用モニターって書いてんすけど凡例見るとですね、α線用とか、β専用って書いてるんですけど。
0:46:31	これで
0:46:33	HFが検出できるんですか。
0:46:37	原子力機構の神田でございます。まず3ページ目のところのカーの四角の横にHF2台設置箇所米印Eを変えているところを見ていただきますと、そもそも応答労基法上ですね。
0:46:56	HFモニターにしましては放射性物質っていう核燃料物質を検出するモニターではないといったところから系統上の系統図に関しては、既許可状を載せてないと。
0:47:10	いったところで機能自体は設工認とかにしましては、障害傾斜等は一応モニターの検査やってますけども、系統上は今の既許可上は載せていないといったところになっているようです。

0:47:26	のこういった載せてる部分がの部分とかMの部分の今のインターロックが作動し達成度部分に関しましてはインターロック機能持ってるという観点で放射性物質、核燃料物質の検出するモニターではないんだけど。
0:47:45	インターロックを作動させてるという観点で、今の既許可では系統する人のせいと。
0:47:54	いった事業許可になってるといったところですよ。
0:48:03	規制庁ストレスがあり、4 ページで言えば、
0:48:10	四角のは利上げをチーフモニターからいいんですけど、四角のMは、
0:48:17	判例見ると、HFは検出できないけれども、原子炉等規制法の許認可上は、
0:48:27	だけ原子炉等規制法上の許認可上は書いてないだけでここには HF モニターも、ついているというそういう理解でよろしいですね。
0:48:37	原子力表のカンダでございます。その通りでして、これはの設工認の中ではHFという観点でシュゾウ入っているといったものですけども、系統図的には、
0:48:49	当農協状のものではないから入れてないと。
0:48:53	いった聞こえのくりになっているとといったものです。
0:51:13	規制庁のクルスミでそういう 4 ページ目なんですけれども、下のところに米印で 2 行ほど御説明補足説明が書かれていてその 2 行目なんですけれども、インターロック機能を持った工程用及びエリア用もHFモニターは第一段階で撤去するって書いてあるんですけど。
0:51:32	ここちょっとよく意味がわからないんですけども、もう一度御説明いただけませんか。
0:51:38	ですね。
0:51:40	これは 2 ページ目に書いてるものなんですけども、2 ページ目の回答のところですよ。ですね、3 行目、これ警戒撤去対象物はっていうかによってちょっとこの部分は、
0:51:55	工程ですね、系統、系統に関しては、すでにUF6 は除去した状態であると、それからUF6 と空気中の水分の化学反応で大量のHFが発生する可能性はないと。
0:52:08	いったところ、それから、拡大防止囲い要するにグリーンハウスとそういった時で設置している解体作業時に関しましては、移動式のダストモニタを設置してですね、常に空気中の一応モニター監視していくと。

0:52:25	さらに、こちらの系統図で示してるは赤の枠のところで一応モニターも勘案しているといったところで、ないんで、そもそもインターロック機能は必要ないといった観点です。はい。
0:52:43	規制庁クルスミですわかりました。
0:53:10	はい。こちらからの規制庁のクルスミです。こちらからの確認は以上になりますけれども、本日も含めて今日も含めてなんですが、確認させていただいたことはですね、今後計画しております審査会合のほうでもしっかりと確認をさせていただきたいと。
0:53:29	思いますのでよろしくお願いします。
0:53:33	JAEAさんから何か御質問事項等ございますでしょうか。
0:53:40	原子力機構の神田でございます。特にございません。先ほどの審査会合等で確認させていただくといった件は承知しました。
0:53:55	はい、それでは本日の面談をこれにて終了させていただきたいと思えます。どうもありがとうございました。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者の確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。